

住宅省エネルギー性能証明（住宅ローン控除） 発行業務のご案内

令和4年度税制改正により、住宅ローン減税において2024年1月以降に確認申請を受けて新築された住宅は、省エネ基準に適合することが必須条件となりました。

また、それ以前に確認申請を受けた住宅の場合は、省エネ性能に応じて住宅ローン控除の借入限度額が異なることとなりました。

住宅省エネルギー性能証明書は、省エネ基準以上適合の「証明書」として利用できます。

制度について詳しくはコチラ▶

国土交通省 住宅ローン減税 で検索



【適合基準】

■ZEH水準省エネ住宅

評価方法基準第5の5の5-1 (3) の断熱等性能等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く）
かつ評価方法基準第5の5の5-2 (3) の一次エネルギー消費量等級6以上

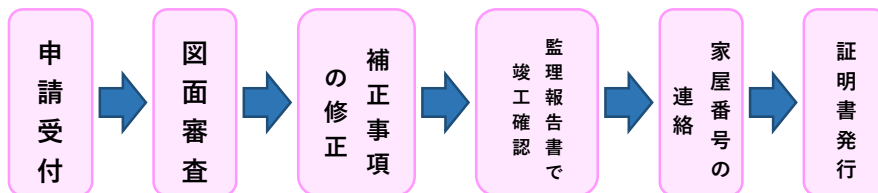
■省エネ基準適合住宅

評価方法基準第5の5の5-1 (3) の断熱等性能等級4以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く）
かつ評価方法基準第5の5の5-2 (3) の一次エネルギー消費量等級4以上

【対象となる工事種別】

住宅の新築または新築住宅の取得

【申請の流れ】



【必要書類】

- 住宅省エネルギー性能証明申請書
- 委任状
- 証明書等（設計住宅性能評価・フラット35・BELS評価書等）
※当社で取得していない証明書の場合は申請書類一式をご提出ください。
- 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- 工事監理報告書またはその写し
- 家屋番号のわかる書類の写し（建物登記簿謄本等の写し）

【手数料】

33,000円（税込み）/戸

【注意事項】

- ・「省エネルギー性能を確認できる証明書等」を取得している方が対象です。
- ・当初の証明書等から計画が変更した場合は、変更後の証明書等をご提出ください。
- ・「住宅省エネルギー性能証明書」の発行までには、書類確認に時間を要しますので、余裕を持ってご提出ください。